## ○泉大津市市税条例

昭和39年5月30日 条例第10号

(法第367条の固定資産税の減免)

- 第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の所有する固定資産であって、 特に必要があると認めるときは、固定資産税を減免することができる。
  - (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
  - (2) 災害により使用することができない固定資産を有する者
  - (3) 公益社団法人及び公益財団法人が直接公益の用に供する固定資産(有料で使用するものを除く。)
  - (4) 不慮の災害により納税の能力を喪失した者
  - (5) 前各号に類するものであって特別の事情がある者
- 2 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定めるところに よって市長に申請しなければならない。
- 3 第1項の減免に係る率は規則で定める。

(平20条例16・平27条例30・一部改正)